

学術集会開催補助金制度規程

第 1 条（目的）

一般社団法人日本胎児心臓病学会（以下、「本会」という）は、定款に定める目的を達成するための事業として学術集会を開催し、学術集会の会長に対して学術集会開催支援のため、補助金制度を設ける。運用についてはこの規程の定めるところによる。

第 2 条（制度）

学術集会の会長に対して学術集会開催支援のため、補助金を無償で交付する。

第 3 条（補助金の額）

補助金は 200 万円とする。

第 4 条（補助金の申請）

学術集会開催補助金の交付を受けようとする学術集会の会長は、学術集会開催の 1 年前に補助金申請書を一般社団法人日本胎児心臓病学会事務局に提出する。

第 5 条（補助金の振込み）

学術集会開催補助金は事務局への申請後、概ね 2 週間程度で指定の口座に振り込まれる。

第 6 条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、令和 7 年 1 月 31 日から施行する。